

泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想



泉南市

目 次

1. バリアフリー基本構想策定について -----	1
1－1. バリアフリー法について -----	1
1－2. 基本構想策定の背景と目的 -----	3
1－3. 基本構想の位置づけと目標時期 -----	3
1－4. 基本理念と基本方針 -----	4
2. 本市の概況と各種計画 -----	5
2－1. 本市の概況 -----	5
2－2. 上位計画・関連計画 -----	11
3. 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定 -----	17
3－1. 樽井駅周辺の主な施設立地状況 -----	17
3－2. 重点整備地区の設定 -----	17
3－3. 生活関連施設・生活関連経路の設定 -----	19
3－4. タウンウォッチング実施結果 -----	23
3－5. アンケート調査結果 -----	28
3－6. 生活関連施設、生活関連経路の問題点や課題 -----	36
4. 整備方針及び整備内容 -----	44
4－1. 整備方針 -----	44
4－2. 整備内容 -----	46
5. 今後の取り組み -----	57
5－1. 基本構想の進行管理 -----	57
5－2. 進行管理体制 -----	58
資料	
1. 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会委員名簿 -	59
2. 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則 -----	60
3. 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の経過 -----	62
4. 障害種別の特性 -----	63

1. バリアフリー基本構想策定について

1-1. バリアフリー法について

我が国では、急速に高齢化が進展し、また、障害者が社会の様々な活動に参加する機会を確保するノーマライゼーションの理念の浸透により、高齢者、障害者等を含めた誰もが自立した社会生活を営むことができる社会の実現が求められています。

このような背景の中で、建築物を対象とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称：ハートビル法）及び、公共交通機関と周辺経路を対象とした「高齢者、身体障害者等の公共交通を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が施行され、バリアフリー社会の実現に取り組んできましたが、この2法を一括し、施策を総合的に推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー法）が平成18年12月に施行されました。

新しく施行された「バリアフリー法」では、以下の事項が新たに盛り込まれています。

- ① 対象者の拡充—身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者など、すべての障害者を対象とする。
- ② 対象施設の拡充—これまでの建築物及び交通機関に、道路・路外駐車場・都市公園・福祉タクシーを追加する。
- ③ 基本構想制度の拡充—バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを、旅客施設を含まない地域にまで拡充する。
- ④ 基本構想策定の際の当事者参加—基本構想策定時の協議会制度を法定化。また、住民などからの基本構想の策定提案制度を創設する。
- ⑤ ソフト施策の充実—バリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入。また、施設や車両等の整備のみならず、国民に高齢者、障害者等に対する理解を深め、協力を求める「心のバリアフリー」を促進する。

この、バリアフリー法の概要は次頁の通りです。

■バリアフリー法の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

- 旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
- 駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

- ・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務など

旅客施設及び車両等



道路



路外駐車場



都市公園



建築物

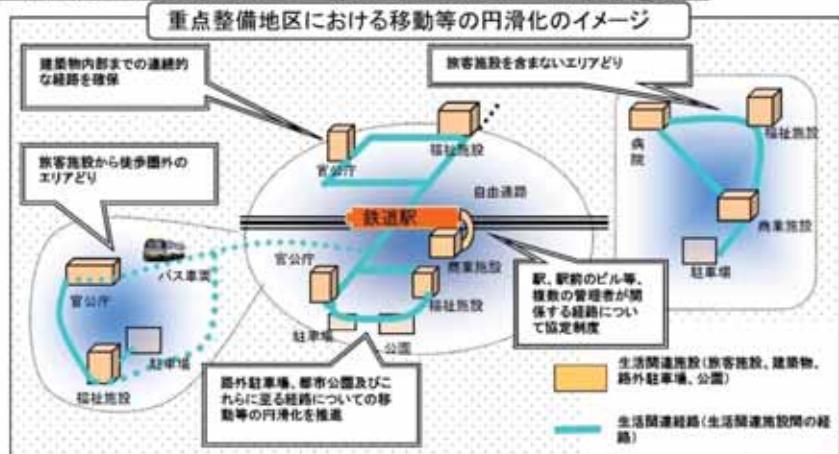


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

- バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



*出典：国土交通省 総合政策局 WEB サイト

1－2. 基本構想策定の背景と目的

(1) 基本構想策定の背景

「和泉砂川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定した平成15年以降、平成18年6月に、これまでのバリアフリー法が「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」に改正されました。また、新しい道路の整備や商業施設の新設など本市を取り巻く状況も変わりつつあります。

そこで、本市では南海樽井駅周辺についてもバリアフリー整備を進めていくため、新しいバリアフリー法に基づいたバリアフリー基本構想を策定することとなりました。

(2) 基本構想策定の目的

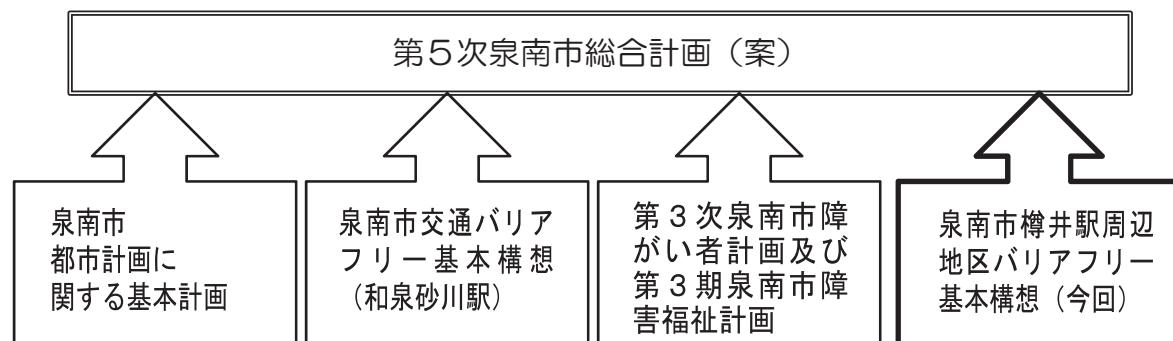
バリアフリー法の目的は、高齢者や障害者、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することです。

このような認識のもと本市においては、「お互いが自然と助けあえ誰もが暮らしやすいまちづくり」を進めていくため、駅を中心とした人が多く集まる地区についてバリアフリー化事業が確実に進むよう基本構想を策定するものです。

1－3. 基本構想の位置づけと目標時期

(1) 基本構想の位置づけ

バリアフリー基本構想は、上位計画である「第5次泉南市総合計画」に即するとともに、その他の関連する計画と整合を図っています。



(2) 基本構想の目標年次

国が定めている「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、平成32年度を目標時期としていることから、本基本構想の目標年次も平成32年度とします。

1-4. 基本理念と基本方針

本市では、平成15年に策定した「和泉砂川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」の中で、本市のバリアフリー化を実現するための基本理念と基本方針を設定しました。バリアフリー化の実現は本市全域に関係することなので、樽井駅周辺地区においてもこの基本理念と基本方針を踏襲します。

【基本理念】

みんなでつくる温もりのあるまちづくり

【基本方針】

- ・みんなが歩きやすいみち、語らいの空間としてのみちのネットワークを確立します。
- ・みんなが利用しやすく、サービスに長けた公共交通機関・生活関連施設を目指します。
- ・みんなの思いやりと、助け合いの気持ちを育みます。